

議案第8号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

平成31年2月22日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

超過勤務命令を行うことができる上限を定める措置等に係る人事院規則の改正が
なされたことに伴い、職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務について所要
の措置を講じるため、条例の一部を改正するものである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。